平成２１年（フ）第１２８号
山形県米沢市遠山町1646番地
債務者　伊藤　涼子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１３４号
山形県長井市横町８番20号　コーポラスM参番舘203号
債務者　菅井喜久子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１３９号
山形県南陽市宮内3640番地の２
債務者　江口　昌利
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１４２号
山形県米沢市大字花沢2890番地の１　コーポしゃくなげＣ号室
債務者　佐藤　大悟
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１４６号
山形県米沢市小野川町2500、住民票上の住所山形県山形市青田南１番11―306号　市営アパートＡ
債務者　島田　尚樹
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第３００号
埼玉県八潮市中央１丁目26番地２　小倉マンション301、旧住所埼玉県草加市中根３丁目22番８―101号
債務者　廣田　裕貴
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３５５号
埼玉県越谷市千間台西１丁目69番地６　ＦＩＳ越谷
債務者　大沼　重勝
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３５８号
埼玉県越谷市蒲生茜町42番地30　ジュネパレス蒲生第一210号
債務者　須田　幸二
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３７６号
埼玉県越谷市北越谷４丁目14番６号　二美ハイツ102
債務者　阿部　　猛（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３９７号
埼玉県越谷市大字大林517番地１　第一サンハイツ202、旧住所埼玉県越谷市蒲生３丁目５番40号　レクセルプラッツァ蒲生217
債務者　後藤八重子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４００号
埼玉県越谷市大字南荻島2002番地６
債務者　小田　美里（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４１９号
埼玉県三郷市早稲田１丁目20番地１ライオンズマンション三郷第３―207号
債務者　石井慶一郎
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４２０号
埼玉県三郷市早稲田１丁目20番地１ライオンズマンション三郷第３―207号
債務者　石井ジーナこと　イシイ　ジーナ　バコル
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
千葉県佐倉市臼井593番地１
債務者　林　　裕明
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２４４号
千葉県佐倉市西志津４丁目25番１―207号
債務者　吉田　愼吾
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２８０号
千葉県八街市八街に455番地17
債務者　酒井　　博
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部